

チュニジア

意匠法

意匠の保護に関する 2001 年 2 月 6 日法律 No. 2001-21

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 II 章 寄託手続

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 III 章 上訴

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 IV 章 侵害及び処罰

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 V 章 国境措置

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 VI 章 雑則

第 41 条

第 42 条

第 I 章 総則

第 1 条

本法の目的は、意匠の保護に関する規則を制定することである。

第 2 条

本法の規定は、何らかの新たな意匠、新たな立体形状又何らかの工業製品であつて、それに新規性を付与する明確かつ認知可能な形状の点に於けるか又はそれに特定かつ新規の外観を与える 1 又は複数の外的効果によるかの何れかにより、それと類似のものと異なるものに適用する。

ただし、新規の意匠であるとみなされた主題であつても、同時に特許を受けることができる発明とみなされ、当該意匠の新規性の要素が当該発明の要素から分離することができないときは、前記主題は、特許法の規定のみに従い、これを保護することができる。

第 3 条

意匠の寄託は、寄託者が当該意匠の創作者でない場合は、裁判所の判決により無効を宣告される。

寄託の無効訴訟は、意匠の保護期間中に利害関係人により提起されるものとする。

寄託が既判力を有する裁判所判決により無効を宣言された場合は、この判決の謄本は、当該利害関係人が工業所有権庁に送達しなければならない。

意匠の寄託を無効とする判決は、絶対的効力を有する。

第 4 条

意匠のすべての創作者又はその者の受益者は、他の法規定、特に文学的及び芸術的財産に関する法令によって認められる権利を害することなく、この意匠を使用し又は売却する排他権を有する。

第三者が、意匠の所有者又はその者の受益者の同意なく、保護された意匠の全部又は一部の何れかの写しである意匠を含む商品を製造、販売、又は輸入することは、これらの行為が商業目的で行われる場合は、禁止されるものとする。

第 5 条

本法の規定は、意匠であつてその創作者又はそれらの者の受益者がチュニジア人であるか若しくはチュニジアに居住しているか又はチュニジアにおいて本格的な工業的若しくは商業的施設を実際に所有している者、又は自己の国籍、住居、若しくは工業的若しくは商業的施設により、その国内法令を介し若しくはその国が当事国である国際協定に基づいてチュニジア意匠についてその自国民に付与するのと同一の権利を保証する国家の国民である者の意匠に、これを適用する。

第 6 条

工業所有権の保護に関するパリ条約により規定された優先権は、チュニジア国内では、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において以前に寄託された如何なる意匠に対しても、

及ぶものとする。

優先権主張には、政令により金額が定められる手数料の納付を要する。

第 II 章 寄託手続

第 7 条

意匠は、本法に従い寄託された場合に限り、法的保護を享受する。

第 8 条

意匠の所有権は、それを創作した者又はその者の受益者に帰属する。前記意匠の最初の寄託者は、別段の証明がない限り、当該意匠の創作者であるものと推定する。

第 9 条

意匠は、政令により金額が定められる手数料の納付と引き換えに工業所有権庁に寄託しなければならない。

寄託者が代理人を選任している場合は、寄託宣言書に委任状を添付しなければならない。

海外に居住する寄託者は、チュニジアにおいて登録された代理人を選任しなければならない。当該代理人の委任状は、委任の範囲を明記しなければならない。別段の記載がない限り、この委任は、本法により規定される届出を含め、意匠に影響するすべての行為に及ぶものとする。

意匠の寄託の放棄には、特別委任状を必要とする。

第 10 条

本法により規定される意匠の保護期間は、寄託者の選択により、政令により金額が定められる手数料の納付と引き換えに 5 年、10 年、又は最長 15 年とする。

寄託者又はその者の受益者は、寄託が 5 年間又は 10 年間である場合に限り、必須の宣言により、15 年と定められた最長保護期間を超えることなく、寄託を延長することができる。

当該宣言は、不受理になり得ることを条件として、次の通りとしなければならない。

- － 工業所有権庁により制定された様式であって、延長を請求する寄託の所有者の識別情報を必ず含めたものを使用して作成されること
- － 利害関係人又はその者の代理人が、当該宣言に委任状を添付の上、保護の第 1 期間の満了直前 6 月以内に提出すること
- － 所定の手数料の納付の証拠を添付すること

当該延長は一定の保護された意匠に限り有効である旨を明記することができる。

第 11 条

工業所有権庁は、国家意匠登録簿と呼ぶ登録簿を備える。同登録簿への登録手続は、政令により定める。

適法に寄託された如何なる意匠も、寄託者の権利又は寄託された主題の新規性についての事前審査なしに、工業所有権庁により同登録簿に登録されるものとする。

寄託された意匠に付随する権利を修正し又は移転させる如何なる行為も、それが国家登録簿に登録されているときにのみ、第三者に対し効力を有することができる。

国家登録簿に行った如何なる登録も、工業所有権庁公報により公告される。

国家登録簿に行われた登録には、政令により金額が定められる手数料の納付を要する。

何人も国家意匠登録簿を閲覧し、政令により金額が定められる手数料納付と引き換えに前記登録簿に行われた登録事項の複製を入手することができる。

第12条

寄託は何時でも行うことができる。販売のための申出又はその他の方法により、意匠についてその販売前に行われた宣伝活動は、所有権の喪失又は本法により付与された保護の喪失の何れにも至らないものとする。

第13条

意匠の寄託の出願は、政令により定められる手続に従い、提出されなければならない。

各寄託について、工業所有権庁は、次の事項を検証する。

- － 寄託が本条第1段落の要件に従うことを条件として行われたこと
- － その公告により、関係当局の見解では、公序良俗に反する虞がないこと

本条第2段落の規定を寄託が不遵守の場合に、その者の寄託権が喪失することを条件として、適切な理由付き通知が寄託者に対し行われ、当該通知の日から起算する3月の期間が、当該寄託を訂正するため又は所管官庁により提起された異論に応答するため、与えられるものとする。

寄託の訂正又は異論を克服する所見の提出を怠った場合は、当該寄託は拒絶されるものとする。

寄託を拒絶する決定には、理由を記載しなければならない。

本条の規定に従い行われた訂正の結果、寄託の範囲の拡張に至ってはならない。

第14条

本法第13条に規定される締切りを遵守しなかった寄託者は、正当な弁明を有する場合は、工業所有権庁長官に請求を提出して、その者が被る可能性があった損失の免除を受けることができる。

工業所有権庁は、次の如何なる出願も不受理と宣言する。

- － 事前の手続に不備があり完了していない出願
- － 禁止要因が存在しなくなった後2月を過ぎてから提出された出願
- － 6月より以前に終了している出願
- － 所定の手数料の納付の証拠が添付されていない出願

寄託を拒絶する決定は、それについての理由書を添付の上、受領確認書付き書留書状により寄託者に通知され、かつ、直ちに国家意匠登録簿に登録される。

第15条

受理可能と認められた如何なる寄託も、9月を超えない期間内に工業所有権庁公報により公告される。

寄託時に、寄託者は、意匠の複製の公告について、政令により金額が定められる手数料の納付と引き換えに、寄託日の翌日から起算して12月間まで延期されるよう請求することができる。

第16条

意匠寄託の所有者は、政令により金額が定められる手数料の納付と引き換えに、寄託を何時でも放棄することができる。当該放棄は寄託の一部に限定することができる。

寄託の放棄は、工業所有権庁に提出する陳述書により、行わなければならない。同陳述書は、寄託の所有者により又は特別委任状を有するその者の代理人により作成されなければならない。

放棄陳述書は、1寄託のみに言及することができる。

放棄陳述書には、使用权又は質権が付与されているか否かについて表示しなければならない。付与済みの場合は、当該陳述書には、ライセンスの受益者又は抵当権者の同意書を添付しなければならない。

複数の寄託者が存在する場合は、放棄については、当該陳述書が寄託者全員により提出されたときにのみ、これを行うことができる。

放棄は、工業所有権庁公報による寄託の公告を妨げないものとする。

第 III 章 上訴

第 17 条

意匠の保護の寄託，取下，又は維持に関する工業所有権庁長官の決定に対して行われる上訴は，管轄裁判所に提起しなければならない。

第 18 条

本法第 17 条にいう決定に対して裁判所に提起する上訴のための期間は，争われる決定の通知の日から 1 月とする。

第 19 条

上訴は，管轄裁判所書記課に提出する請求書の様式により，提起しなければならない。職権により宣告される不受理に従うことを条件として，当該請求書には次の詳細を含めなければならない。

- － 請求人が自然人である場合は，その者の姓名，職業，住居，国籍，並びに誕生日及び誕生日
- － 請求人が法人である場合は，その法的地位，名称，登録済み事務所，並びにその法定代理人の姓名
- － 異議の対象である決定書の日付及び主題
- － 意匠の所有者の姓名及び宛先

異議の対象である決定書の写しは，当該請求書に添付しなければならない。

当該請求書が依拠する手段についての陳述を含まないときは，請求人は，当該陳述書を初回裁判所聴聞の少なくとも 7 日前には，裁判所書記課に提出しなければならない。

第 20 条

当該請求書の写しは，執行人を通じて請求人が工業所有権庁に送付しなければならない。工業所有権庁は，請求書の写しの受領の日から 1 月以内に，異議の対象である決定書を含むファイルを裁判所書記課に移送する。

第 21 条

上訴が意匠の寄託の所有者以外の者により提起された場合は，当該所有者は，請求人により執行人を通じて法廷に出頭を命じられ，召喚されるものとする。

第 22 条

請求人は，法廷において代理人により代表されることができる。

第 23 条

裁判所の判決は，最勤勉当事者により他の当事者に通知され，直ちに国家意匠登録簿に登録されるものとする。

第 IV 章 侵害及び処罰

第 24 条

本法第 4 条により定義された意匠所有者の権利の侵害は、侵害罪を構成し、侵害を犯した者の民事上及び刑事上の責任を発生させるものとする。

これらの権利を故意に侵害した者は何人も、5,000 ディナールから 50,000 ディナールまでの罰金で処罰されるものとする。

更に、裁判所は、有罪当事者の費用負担で、同裁判所が適切とみなす公共の場所において当該判決を展示すべき旨及び当該判決を裁判所指定の新聞紙上にて全部又は一部について公表すべき旨を命令することができる。

何人も、意匠の寄託が行われておらず又は寄託が無効になっているにも拘わらず、自己の商業用書類、広告又は商品において、本法に基づき意匠が寄託されており又は寄託が実施された期間が終了していると信じ込ませるような言及をした場合は、1,000 ディナールから 5,000 ディナールまでの罰金が科される。

刑事事件については、被害当事者による告訴があったときのみ、公訴庁がこれを提訴することができる。

第 25 条

累犯の場合は、倍加される罰金に加え、1 月から 6 月までの拘禁刑の判決が下される。

第 26 条

有罪判決の場合は、裁判所は、有罪判決対象の品目の製造に使用された器具を没収すべき旨を命令することができる。

第 27 条

寄託前の事象は、本法に基づく訴訟を引き起こさないものとする。

如何なる刑事又は民事事件も、寄託の公告前には、本法第 24 条に基づいて立件することができない。

寄託の後であるがそれが公告される前の事象は、被害当事者が有罪当事者の悪意を確認することを条件としてのみ、本法第 24 条に基づいて(民事法上であっても)事件とすることができる。

当該事象が寄託の公告後である場合は、責任ある者は、それらの者が適切な証拠を提出することを条件として、自己の善意を申し立てることができる。

第 28 条

被害当事者は、請求の提出及び寄託証拠の提示に関して、管轄裁判所長により発出される命令に従うことを条件として、差押の有無に拘らず、侵害対象である物件又は文書についての詳細説明書を執行人経由で提出することができる。

裁判所長は、本条第 1 段落にいう運用に着手する前に請求人が差し入れなければならない保証金を当該請求人に要求することができる。

差押をする前に、執行人は当該命令の謄本及び差押記録については、裁判手続が無効と宣告

され、かつ、執行人に対する損害賠償金が支払われることを条件として、記述された物件及び必要な場合は保証金供託を記録した証書を所有する者に対し、これを与えるものとする。請求人が15日以内に裁判手続に着手しない場合は、差押説明書提示又は差押は、損害賠償を害することなく、法律上当然に無効と宣告される。

15日の期間は、差押又は差押説明書提示が行われた日から起算する。

第29条

本法により規定された侵害事件は、提起された事件の原因である侵害事象の時から3年後に時効となる。

第30条

本章に含まれる規定は、仲裁法典の要件に従うことを条件として、仲裁に依拠することを妨げない。

第V章 国境措置

第31条

保護された意匠の所有者又はその者の受益者は、侵害意匠を含む商品の輸入が行われていると疑う真剣な理由を有する場合は、これらの商品の輸入通関差止を求めて税関当局に請求書を提出することができる。

請求人は、その者の権利が有効な登録を有するともはや認められないか又は失効したと認められる場合は、税関当局に通知しなければならない。

第32条

本法第31条に規定される請求は、次の事項を含まなければならない。

- － 請求人の姓名又は商号、その者の住居又は本店事務所
- － 請求人が紛争の主題である商品における権利の所有者であることを確証する正式な証拠
- － 税関当局がそれらを認定できる程に十分正確な商品の明細書
- － 更に、請求人は税関当局が十分精通した決定を行うことができるようその者が利用可能なものとして有するその他の有用な情報をすべて提供しなければならない。ただし、当該請求の容認性についての要件を表示するこの情報の提出は必要としない。

この情報とは、特に次の事項に関する。

- － 商品の所在地又は予定する目的地
- － 発送品又は包装の特定
- － 商品の到着日又は商品の寄託予定日
- － 使用の輸送手段
- － 輸入者、輸出者又は商品を所有する者の特定

当該請求は、税関当局の保有する商品が保護されている意匠の侵害を構成しないことが正式に立証されたときは、当該請求人が輸入者に対して責任を負う旨の請求人の保証も含まなければならない。

第33条

本法第32条に従い作成された請求が付託されている税関当局は、当該請求を審査し、行った決定について直ちに書面で請求人に通知する。この決定書には適切な理由を記載しなければならない。

税関当局は、請求人の請求が受理された場合又は本法第34条に従い介入措置が取られた場合は、商品が税関監督下で保管された結果発生する費用の補償を意図する保証金の差入を請求人に対し要求することができる。

第34条

商品が請求書に表示されたものに対応することについて、税関当局が請求人と協議の上で該当する場合において認めたときは、税関当局は当該商品を差し止める。

税関当局は、当該商品が差し止められた旨を直ちに請求人及び輸入者に通知するものとし、差し止められた商品を検査すべき機会、及び関税法典の規定に従い、かつ、情報の秘密保持の原則を損なうことなく、侵害が実際に発生したか否かを確証するための分析及び試験に必

要とする見本をそれから採取すべき機会をそれらの者に与えるものとする。

裁判所長により行われた命令及び裁判手続着手のため、税関当局は、商品の輸出者、輸入者及び受取人の姓名並びに宛先について、それらが同当局に知られているときは、請求人に通知し、また当該請求の主題である商品についても通知する。

第 35 条

通関手続がすべて完了していることを条件として、商品の差止措置は、法律上当然に解除されるものとし、そうでない場合は、請求人は、その者が民事又は刑事の上訴を提起した旨、予防措置が管轄裁判所により決定されている旨、及びその者が関係人に対するその者の責任を保証するための十分に多額の保証金を差し入れた旨の証拠を、商品差止の通知から起算して 10 就業日の期間内に税関当局に提出しなければならない。

保証金の額は、裁判所により定められる。

該当する場合は、この期間を最長 10 就業日まで延長することができる。

商品の所有者、輸入者又は受取人は、裁判所により金額が定められ、かつ、請求人の利益を保護するのに十分でなければならない保証金差入と引き換えに、当該商品の差止解除を取得する権原を有する。ただし、通関手続がすべて完了していることを条件とする。

所有者、輸入者、受取人及び請求人は、商品の差止解除について税関当局から直ちに通知されるものとする。

第 36 条

既判力を取得した判決に従い、商品が偽造であることが判明したときは、裁判所は、当該商品に関して取るべき処分について次の何れかとすることを決定する。

- 一 当該商品について税関当局の監督下で廃棄すること、又は
- 一 当該商品を、意匠の所有者の権利が侵害されないことを条件として、商業的流通から除去すること

第 37 条

税関当局は、それ自体の発議で、偽造意匠を含む商品の通関を停止することができる。

この場合は、

- 一 税関当局は、意匠の所有者又はその者の受益者に直ちに通知しなければならないが、これらの者は税関当局がその者に与えた通知の日から 3 日の期間内に、本法第 31 条に従い請求を提出しなければならない。また、本章の規定が法律上当然に適用される。
- 一 本条の規定に従い行われた商品の差止措置は、意匠の所有者又はその者の受益者が本法第 31 条に従い請求を、税関当局によりその者に与えられた通知の 3 日以内に提出しないときは、法律上当然に解除される。

第 38 条

税関当局が偽造であると推定された商品の認定に成功しないときは、同当局の責任を問うことができない。

第 39 条

本章の規定は，旅行者の個人的手荷物に含まれた非商業的性質の商品には，現行の法律及び規則により定められた金額の限度内で，適用しない。

第 40 条

本章の規定を適用する手続は，財務大臣命令により制定する。

第 VI 章 雑則

第 41 条

すべての反対規定，特に意匠の保護に関する 1911 年 2 月 25 日政令及びそれを修正し又は完成した正文は，本法の施行と共に廃止する。

第 42 条

意匠の保護に関する 1911 年 2 月 25 日政令の廃止に拘らず，本政令の規定及びそれを修正し又は完成した正文に従い保護された意匠は，なお引き続き有効とし，本法に従い寄託されたものとみなす。

本法は，チュニジア共和国官報により公布し，国法として施行する。